

茨城県ハンググライダーの会会則
(2026年3月15日 改定)

第1章 総 則

- 第1条 本会は、名称を茨城県ハンググライダーの会と称する。
- 第2条 本会は、会員がハンググライダー愛好者として互いに協調し、フライトの場を確保するとともに、飛行の安全と技術向上をはかり、地元の方々の理解を得て当地をハンググライダーフライトエリアとして確立することを目的とする。
- 第3条 本会の所在地は、茨城県石岡市に置く。
- 第4条 本会は営利追求のための事業は行わない。
- 第5条 第2条の目的のために、次の事業を行う。

第2章 事業内容

- 第6条 ハンググライダーの安全確保と技術の向上。
- 第7条 フライトエリアの管理と運営
1. 必要な土地の借用と管理
 2. エリアの整備
 3. エリア使用に関するルールの制定と実施
 4. エリアテストの実施とビジターフライトの管理
- 第8条 新たなエリアの開発
- 第9条 会報の発行

第3章 会 員

- 第10条 本会の会員は、性別、国籍のいかんを問わず、ハンググライダー愛好者をもって組織する。なお、会員資格は附則による。
- 第11条 会員は常に安全第一と心がけ、実行しなければならない。
- 第12条 会員は、フライトに際し万一の事故におけるすべての責任は自己が負い、本会並びにフライトエリア所有者に対して責任の追求をしてはならない。
- 第13条 会員は、次の各号の一つに該当する場合は、本会の会員たる資格を失う。
1. 本会の規則に反する言動があり、役員会において除名決議されたとき。
 2. 所定の会費を所定期間内に納入しなかったとき。
 3. 第8章「反社会的勢力でないことの表明・確約」に規定する禁止事項に該当する行為の実施・もしくは禁止条項にかかる虚偽の報告がなされていることが判明したとき。

第4章 役 員

- 第14条 本会には22名以内の次の役員及び2名以内の会計監査を置く。なお、会計監査は非役員とする。
- 1.会長 2.副会長 3.事務局長 4.会計 5.エリア管理 6.渉外 7.一般役員
- 第15条 前条の役員及び会計監査は総会において会員の中から選出する。
- 第16条 -2007年2月 削除-
- 第17条 役員及び会計監査の任期は1年とし、再選を妨げない。

第5章 総 会

第18条 総会は全会員を対象として年1回開催する。

第19条 次の各項は総会において審議する。

1. 決算報告
2. 監査報告
3. 事業方針
4. 予算
5. 会則の改正
6. 役員及び会計監査の選任

第20条 総会の開催日時は役員会において決定し、会長が前もって全会員に通知する。

第21条 総会の議決は出席者の7/10以上の多数をもって成立する。

第6章 役員会

第22条 役員会は原則として2カ月に1回開催することとする。また役員会の開催手段として電子的な手段を用いることができる。

第23条 役員会は第19条の総会の審議事項を除くすべての事項についての決定機関とする。

第24条 役員会における評決は、出席者の7/10以上の多数をもって成立する。但し、第13条第1号の除名決議については現役員の7/10以上の多数をもって成立するものとする。

第25条 役員会の開催日時・場所・手段は役員会で選出された議長が決定する。

第26条 会員は誰でも役員会を傍聴し、あるいは役員会に出席して意見を述べる権利を有する。

第27条 役員会の決定事項及び討議内容については、事務局が会報を通じて、またはエリア内への掲示などの方法で会員に報告する。

第7章 会 計

第28条 本会の収入は次の各項により構成する。

1. 入会金
2. 会 費
3. 罰 金
4. ビジターフライト料金
5. エリアテスト料金
6. 寄付金

第29条 前条の収入は次の各号に使用するものとする。

1. 会則第6条から第9条に定める事業の実施に使用する。
2. 本会の運営に必要な経費として使用する。
3. 年繰越金は次年度の予算に繰り入れる。

第30条 決算は年1回とし、会計年度は1月1日より12月31日までとする。

第31条 会は会計業務遂行のため、以下の者に会の代表として出納の権限を委任する

代表者：上田 真帆

第8章 反社会的勢力でないことの表明・確約

第32条 茨城県ハングライダーの会は以下に規定に該当する暴力団員の構成する団体ではないこと、もしくは1～7の各号のいずれかにも該当する行為を行わないことを表明・確約する。あわせて会は会員に対し、1～7の各号のいずれかに該当する行為が判明、あるいは虚偽の申告が判明した場合には直ちに会員資格を取り消すものとする。

1. 不当に暴力団員等またはテロリスト等を利用していると認められる関係を有すること（自己もしくは第三者の不正の利益を図る目的または第三者に損害を加える目的による共働等）、
2. 暴力団員等またはテロリスト等に対して資金等を提供し、または便宜を供与するなどの関与をしていると認められる関係を有すること
3. 暴力的な要求行為
4. 法的な責任を超えた不当な要求行為
5. 一般の取引に関して、脅迫的な言動をし、または暴力を用いる行為
6. 風説を流布し、偽計を用いまたは威力を用いて他者の信用を毀損し、または他者の営みを妨害する行為
7. その他前各号に準ずる行為

第9章 その他

第33条 本会の功労者を対象に名誉会長及び名誉会員の制度を設ける。名誉会長及び名誉会員は総会で選出され、年会費を免除される。

附則 1 会員資格

- 1.本会所定の会費を納入したものであること。
- 2.本会会則を理解し、会則に従うもの。
- 3.本会が実施するエリアテストに合格した者であること。

附則 2 会費

- 1.入会金 ￥ 7,000 円
- 2.年会費 ￥ 20,000 円
- 3.入会金の納入は、入会時とする。
- 4.会費は1月1日より12月31日迄分とする。
- 5.会費の納入期限は役員会が定めるものとするが、初年度は入会時とする。

附則 3 ビジターフライト

- 1.会員外のフライトとしてビジター制度を設ける。
- 2.ビジターフライヤーは、本会の定めるすべての規則・ルールをすべて守らなければならない。
- 3.ビジターフライヤーは、万一の事故に際して本会あるいは土地所有者に責任の追求をせず、すべての責任を自己で負わなければならない。
- 4.ビジターフライヤーに本会の規則・ルールに反する言動があった場合、役員会は決議により当人の以後のフライトを拒絶することができる。
- 5.役員会は会員のフライト環境を守るため、決議によりビジターフライトを制限することができる。
- 6.ビジターフライヤーのフライト資格及び手続きについては別途定めるビジタールールによる。

附則 4 特記

- 1.定められたランディング場外に降りた場合において、第三者に損害を与えた場合は、本人自身はその賠償をしなければならない。なお、すみやかに本会に状況報告するとともに、別途定めるランディングルールに従って事後処理を行うこと。
- 2.フライトエリア内のたき火は禁止し、特に山林にては火の用心に努めること。
- 3.土地所有者がフライトの中止を要望した場合は、理由のいかんを問わず、飛行してはならない。

改定履歴

| 改定年月日 | 改定内容 | 備考 |
|-----------|---------------------------|----------------------------------|
| 2007/2/25 | 改定履歴追加 | |
| | 改定：第1章 総則 第3条 | 所在地の表記変更 |
| | 改定：第6章 役員会 第22条、第24条、第25条 | 評決時の決議人数の割合変更 役員会開催手段の追加 |
| | 廃止：第4章 役員 第16条 | 役付役員の年会費を免除する規定の廃止 |
| 2016/3/6 | 追加：第3章 第13条 項目3 | 第8章に該当する者を追加 |
| | 追加：第7章 第31条 | 会計委託者の明記 |
| | 追加：第8章 第32条 | 反社会的勢力でないことの表明・確約 |
| | 改定：第9章 第33条 | 章番号、条番号の追加に伴う繰り越し |
| 2017/3/5 | 附則1 会員資格 1 | 左記2つのJHFに関する記載を会則から削除し、エリアルールへ移行 |
| | 附則3 ビジターフライト 2 | |
| 2026/3/15 | 改定：第7章 第31条 | 会計担当者の変更 |